

新潟市家庭支援事業の利用勧奨及び支援の提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法第21条の18第1項及び第2項の規定に基づき実施する家庭支援事業の利用勧奨及び支援の提供について、新潟市児童福祉法施行細則第22条の11による通知書の様式を定めるものとする。

(利用勧奨及び支援の提供を実施する際の様式)

第2条 通知により利用勧奨及び支援の提供を実施する際は、別表の各様式にて作成する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

家庭支援事業の利用を勧奨するときの通知書	別記第1号様式	児童福祉法第21条の18第1項
家庭支援事業による支援を提供することを決定したときの通知書	別記第2号様式 別記第3号様式	児童福祉法第21条の18第2項
支援を提供することを決定した後に支援の提供を解除することを決定したときの通知書	別記第4号様式	児童福祉法第21条の18第2項

別記第1号様式

第 年 月 日 号

〒
住所

氏名 様
様

新潟市長 印

家庭支援事業の利用について

保護者の方の心身の不調や子育ての不安感等により、子育てのサポートが必要と思われるご家庭には、新潟市がご家庭を支援する事業の利用をお勧めしています。
あなたは次の事業の利用が可能ですので、利用をお勧めします。

記

- 1 対象児童氏名及び生年月日
- 2 保護者等氏名
- 3 事業名
- 4 利用事業所の名称及び所在地
- 5 主な支援の内容（支援の内容、頻度、回数等）
- 6 利用が必要な理由
- 7 利用が必要な期間

家庭支援事業の提供決定通知書

〒
住所氏名 様
様

新潟市長 印

児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり事業を提供しますので通知します。

児童の氏名及び生年月日	氏名	生年月日
保護者等氏名		
提供事業名		
提供が必要な理由		
提供事業所の名称及び所在地		
主な支援の内容 (支援の内容、頻度、回数等)		
上記支援を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで	

注意

- この通知に記載された事項について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。
- この通知に記載された事項の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提訴することができます。なお、6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この通知に記載された事項の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

家庭支援事業の提供決定通知書

〒

(事業運営者 住所、代表者名)

様

新潟市長

印

児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり事業を提供しますので通知します。

児童の氏名及び生年月日	ふりがな 氏名		性別	生年月日
				年 月 日生
保護者等氏名	続柄	ふりがな 氏名	続柄	ふりがな 氏名
子どもの居所(住所)				
保護者等連絡先(電話番号) ※緊急時連絡先				
提供事業名				
提供が必要な理由				
提供事業所の名称及び所在地				
主な支援の内容 (支援の内容、頻度、回数等)				
上記支援を提供する期間				
備考				

家庭支援事業の提供解除通知書

〒
住所

氏名 様
様

新潟市長 印

年 月 日付け 第 号により決定した児童福祉法第21条の18第2項の規定による事業の提供について、解除することにしたので通知します。

児童の氏名及び生年月日	氏名	生年月日
保護者等氏名		
提供事業名		
提供事業所の名称及び所在地		
解除年月日	年 月 日	
解除の理由		

注意

- この通知に記載された事項について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し審査請求をすることができます。
- この通知に記載された事項の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提訴することができます。なお、6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この通知に記載された事項の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。